審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　建築住宅課

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	法令番号	平成１８年法律第９１号
手続名	認定を受けた計画の変更の認定	根拠条項	第１８条第１項

審査基準

○　法律による審査基準

第１８条　前条第３項の認定を受けた者は、当該計画の認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

○　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令
（平成１８年国土交通省令第１１４号）

受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間　４５日 標準経由期間　　日	目次No.	９２